平成２４年（フ）第３７６６号
神奈川県藤沢市天神町２丁目18―１―６
債務者　生井澤めりあん
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６７号
東京都町田市山崎町2130―６―６―407
債務者　高山　　潔
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６９号
東京都足立区中央本町５丁目17―３―404
債務者　猪俣　千代
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７７０号
埼玉県川口市並木３丁目28―９―503　クリオ西川口六番館
債務者　中川由里子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７７５号
東京都大田区大森中２丁目３―14―302
債務者　モハムッド　シャロアール
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７７６号
東京都杉並区和泉１丁目51―７
債務者　小松美榮子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７７７号
千葉県市川市新田１丁目23―３―201
債務者　小山　明代
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７８１号
東京都練馬区中村３丁目31―14　みどり荘
債務者　影山　峰雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７８５号
東京都板橋区赤塚２丁目28―８―101
債務者　川口まり子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７８７号
東京都足立区西新井栄町２丁目７―10―304
債務者　渡邉　要志
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７９０号
東京都中野区上高田１丁目１―20―203
債務者　助川　歩美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７９２号
東京都台東区浅草３丁目７―８　デュオ24浅草402
債務者　山崎　理史
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７９７号
東京都足立区舎人６丁目12―４―302
債務者　向坪　　紀
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８００号
東京都世田谷区上北沢１丁目25―１―109
債務者　浄見　典子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８０７号
東京都港区西麻布３丁目21―20―701
債務者　小野　義昭
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６号
石川県加賀市山代温泉50―92―１　ゆのくに第三ハイツ105、住民票上の住所静岡県富士市吉原４丁目３番５号
債務者　柳瀬まゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後２時
金沢地方裁判所小松支部